

委託契約書

- | | |
|------------|---|
| 1. 委託業務名 | 住田町公共施設等総合管理計画改訂支援業務 |
| 2. 業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3. 委 託 期 間 | 契約締結の日から令和9年3月19日まで |
| 4. 委 託 料 | 金 円（消費税及び地方消費税含む） |
| 5. 契約保証金 | 契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額
※財務規則第131条に該当する場合は免除 |

株式会社〇〇〇〇（以下「受託者」という。）と、住田町（以下「委託者」という。）とは、別紙仕様書による業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託することについて、次の契約条項並びに特記事項のとおり契約を締結する。

第1条 委託者は委託業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託し誠実に実施するものとする。

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を受託者会員以外の第三者に譲渡し、又は承継させ又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第3条 委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって受託者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、受託者、委託者協議してこれを定める。

3 委託者は、第1項の場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、受託者、委託者協議してこれを定める。

第4条 受託者は、自己の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、委託者に速やかに書面によりその理由を付して委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、受託者、委託者協議して定める。

第5条 委託業務の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じた場合については、この限りではない。

第6条 受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（成果品の提出を要する場合はこれを含む。）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、速やかに委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 委託者は、前項の検査により委託業務の実施の状況が本契約（この契約の内容に変更があったときは、その変更契約を含む。）に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを受託者に対して指示するものとする。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

第7条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により委託者に委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定により受託者からの適法な請求書を受理したときは、その日か

ら起算して30日以内に支払うものとする。

第8条 委託者は、自己の責めに帰すべき理由により、前条第2項に定める委託料の支払を遅延した場合は、支払の日までの日数に応じ、その支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号、以下「遅延利息率」という。）で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

第9条 受託者が、自己の責めに帰すべき理由により、委託期間（第3条第2項及び第4条の規定による変更があった場合は変更後の委託期間）内に委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は受託者から損害金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、延長した日数に応じ、委託料の額に対して、遅延利息率で計算した額とする。

第10条 受託者又は委託者は、委託業務が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約の定めるところを変更するため、相手方に協議することができる。

第11条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第3条第2項の規定による委託料の変更により、当初の委託料の3分の1以下になるとき。

(2) 第3条第1項の規定による委託業務の中止期間が、委託期間の2分の1を超えるととき。

(3) 委託者が正当な理由なくして本契約に違反したため、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 委託者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、必要と認められるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相当する委託料を受託者に支払うことができる。

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者が自己の責に帰すべき理由により本契約を履行しない場合、又は履行の見込みがないと認められる場合

(2) 受託者から契約解除（前条第1項による解除を除く。）の申出があった場合

(3) 受託者が契約の履行について不正の行為をした場合

(4) その他受託者又はその代理人が本契約に違反した場合

(5) 本契約を締結するにあたり、詐欺行為があった場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した事実が明らかになった場合

(6) 受託者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、受託者は損害賠償として委託料の100分の5に相当する額を委託者に納付しなければならない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第13条 委託者は、必要があると認めたときは、受託者の委託業務の実施状況について調査し、若しくは受託者に報告を求めることができる。

第14条 本契約により難い事情が生じたとき、又は本契約について疑義が生じたときは、両者協議するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

受託者 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 99 番地 9
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 △△ △△

委託者 住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町
住田町長 神 田 謙 一

別 紙

住田町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託仕様書

本仕様書は、住田町（以下、「本町」という。）が令和８年度に実施する、住田町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）改訂支援業務について、必要な事項を定めるものである。

１．件名

住田町公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託

２．業務目的

本町では、人口減少等に伴う公共施設等の利用需要の変化を見据え、長期的な視点から最適な施設配置を実現するため、平成２９年３月に「住田町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和５年３月に総務省通知等への対応を踏まえた改訂を行ってきた。

現行の本計画は、施設類型毎の大まかな運用方針や将来の設備更新コストを示しているものの、施設個別の具体的な運用方針の設定が不十分な状況にある。また、施設の総量適正化や今後の財政状況を踏まえた検討が行われていないため、将来必要となる大規模な設備更新や建て替え等に対応できないリスクを抱えている。

本計画は令和８年度（２０２６年度）をもって１０年間の計画期間が満了することから、今年度に改訂を行う必要がある。今回の改訂においては、掲載データの更新や、保守期間を経過した試算ソフトに代わる直近データを用いた経費見込みの再試算、令和７年３月策定の新たな「住田町総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図ることが不可欠である。

以上の状況を踏まえ、高い専門性を有する業者への業務委託により「住田町公共施設等総合管理計画改訂支援業務」を実施する。本業務を通じて、施設ごとに「長寿命化・統廃合・除却」といった管理方針を明確化し、本町を取り巻く環境や公共施設等の現状・見通しに即した適切な計画改訂を行うことで、持続可能な公共施設マネジメントの確立、財政負担の平準化、および安全性の確保に資することを目的とする。

３．履行期間

契約締結の日から令和９年３月１９日（木）までとする。

４．対象地域

住田町内

５．対象施設

本町が保有するすべての公共建築物及び道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設（以下、「公共施設等」という）とする。

なお、詳細は、本町固定資産台帳等をもとに、本町と受注者との協議の上、設定するものとする。

６．業務内容

本業務は、次の内容を実施するものとする。

(1) 本町の現状と課題の整理

本計画の改訂にあたり、本町を取り巻く環境及び公共施設マネジメントへの取組状況等を整理する。

- ① 既往の人口推計・財政フレームに基づく将来像の把握
- ② 施設の基本情報（収支・利用者数等）に基づく課題整理
- ③ 過去に行った対策・公共施設マネジメント等の実績整理

(2) 公共施設等に関する基礎情報の把握・整理

公共施設等の現状について、本町の固定資産台帳等を活用し、その基礎情報を把握、整理する。

- ① 建築年度ごとの延べ床面積推移
- ② 用途ごとの延べ床面積推移
- ③ 公共施設の老朽化度・有形固定資産減価償却率の推移
- ④ インフラ関連計画における施設の保有量・老朽化度等の推移

(3) 中長期的な維持管理、更新等の経費の試算等

公共施設等について、耐用年数により更新等を図る場合と、長寿命化を図り更新等をした場合における将来にわたる経費を試算する。

- ① 修繕単価・更新単価・建設物価上昇及び目標耐用年数の検討
- ② 経費の算定方法及び修繕・更新時期の設定
- ③ 中長期的な維持管理、更新等の経費の試算

(4) 改訂方針の検討

本計画の改訂方針を検討するために、関連する既往計画、国からの通知、類似する他自治体における施設保有状況等を整理する。

- ① 総合計画改訂・個別施設計画・長寿命化計画及び関連計画等との整合
- ② 公共施設等総合管理計画改訂に関する国からの通知内容
- ③ 類似する他自治体との施設保有状況等の比較
- ④ 施設類型別の各施設についての方針策定

(5) 計画改訂版のとりまとめ

上記に示す検討にもとづき、本計画の計画期間終了後における新たな計画として改訂するため、改訂計画案についてパブリックコメントを実施し、その意見等を踏まえたうえで、「住田町公共施設等総合管理計画改訂版」として取りまとめる。

- ① 改訂版計画書の作成
- ② パブリックコメントの実施支援

(6) 打合せの実施、議事録作成

業務を円滑に遂行するため、業務の進捗状況に合わせ、発注者と8回程度は打合せ協議を実施する。なお、状況に応じて、オンライン会議により運用することができるものとする。受注者は、5業務日以内に打合せ内容を整理した議事録を作成し、発注者の確認を得ることとする。

7. 計画改訂における留意事項

本業務にあたっては、視認性や分析の具体性に優れた先進事例（「斜里町公共施設等総合管理計画（令和7年12月改訂版）」）を指標とし、同等以上の品質・構成・分析精度を確保すること。

8. 成果品

本業務の成果を取りまとめた、下記成果品を納入する。

- (1) 業務報告書 電子データ 1 式
- (2) 住田町公共施設等総合管理計画書改訂版（A 4 判カラーくるみ製本） 10 部
- (3) 住田町公共施設等総合管理計画書改訂版 電子データ 1 式
- (4) 住田町公共施設等総合管理計画書改訂版概要書 電子データ 1 式

9. 資料の貸与

受注者は本業務に必要な資料等を発注者より借り入れることができる。ただし、適切な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

10. 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を発注者の許可を得ずに、ほかに利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う際は、住田町個人情報の保護に関する法律施行条例及びその他関係法令を遵守するものとし、秘密保持について、万全の管理を行うものとする。

11. 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の了承を得ずに、本業務の成果品を公表、貸与、使用してはならない。

12. 検査

本業務の実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受ける。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うこととし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

13. 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、以下のとおりとする。

（納入場所）岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1 住田町役場 総務課

電話：0192-46-2112

メールアドレス：t-matuda@town.sumita.iwate.jp